貯蓄預金スウィング規定

1. 当行は、ひめぎん貯蓄預金スウィング(以下「スウィング」といいます)について次の取扱いを行います。

毎月1回、指定の日(当行の休業日の場合は翌営業日)に、指定の条件を満たす場合に、普通預金から貯蓄預金へ、または、貯蓄預金から普通預金へ指定の金額(以下、「振替金額」といいます)を振替えます。

2. 普通預金から貯蓄預金への振替

普通預金の残高が、指定の基準残高に「振替金額」を加えた金額以上の場合に、「振替金額」 を普通預金から貯蓄預金に振替えます。

ただし振替後の貯蓄預金の残高が、貯蓄預金の基準残高を下回る場合は、振替えを行いません。

- 3. 貯蓄預金から普通預金への振替
 - 普通預金の残高が、指定の基準残高を下回っている場合は、「振替金額」を貯蓄預金から普通 預金へ振替えます。
- 4. このスウィングによる普通預金および貯蓄預金の払出しについては、普通預金規定または貯蓄預金規定の定めにかかわらず、預金通帳等および払戻請求書の提出を受けず当行所定の方法により取扱います。
- 5. このスウィングを行う場合の普通預金および貯蓄預金の残高の確定は当行所定の方法で行います。

以上

(2020年4月1日現在)